

# 平成 26 年第 3 回松川町議会臨時会議事日程

平成 26 年 11 月 28 日 午後 3 時 00 分開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案第 1 号 松川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第 5 議案第 2 号 平成 26 年度松川町一般会計補正予算(第 3 回)について

日程第 6 町長の報告

報告第 1 号 自動車破損による損害賠償の額(町道 63 号線)について(専  
決第 7 号)

報告第 2 号 自動車破損による損害賠償の額(主要地方道松川インター大  
鹿線)について(専決第 8 号)

日程第 7 町長あいさつ

閉会宣言

議案第1号

松川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

松川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年松川町条例第6号）の  
一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年11月28日 提出  
松川町長 深津 徹

平成26年11月28日 可決  
松川町議会議長 島田 弘美

松川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 松川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年松川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に改め、同号ク中「18,500円」を「21,600円」に改め、同号ケ中「20,900円」を「24,400円」に改め、同号コ中「21,800円」を「26,200円」に改め、同号サ中「22,700円」を「28,000円」に改め、同号シ中「23,600円」を「29,800円」に改め、同号ス中「24,500円」を「31,600円」に改める。

第30条第1項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1の表を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号棒	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700

21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400

61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900		
87	241,700	296,200	344,500	384,500		
88	242,400	296,600	344,900	385,100		
89	243,100	296,900	345,200	385,800		
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		
94		298,500	347,100			
95		298,900	347,600			
96		299,300	348,000			
97		299,500	348,100			
98		299,800	348,600			
99		300,200	349,100			
100		300,600	349,400			

101		300,800	349,700		
102		301,100	350,100		
103		301,500	350,500		
104		301,800	350,900		
105		302,000	351,400		
106		302,300	351,800		
107		302,700	352,200		
108		303,000	352,600		
109		303,200	353,100		
110		303,600	353,500		
111		304,000	353,900		
112		304,300	354,200		
113		304,400	354,700		
114		304,700			
115		305,000			
116		305,400			
117		305,600			
118		305,800			
119		306,100			
120		306,400			
121		306,800			
122		307,000			
123		307,300			
124		307,600			
125		308,000			

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第1項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第18条第1項第2号及び別表第1の規定は、平成26年4月1日から適用する。  
(平成26年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」と

いう。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(次項及び附則第6項において「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動があった職員のうち、町長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、町長が定める。

(施行日から平成27年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 4 施行日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて、平成26年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町長への委任)

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

議案第2号

平成26年度松川町一般会計補正予算（第3回）

平成26年度松川町一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,802千円を追加して、歳入歳出それぞれ6,520,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日 提 出  
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年11月28日 可 決  
松川町議会議長 島 田 弘 美



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		2,250,998	2,000	2,252,998
	1 地方交付税	2,250,998	2,000	2,252,998
14 県支出金		324,886	7,802	332,688
	3 委託金	37,242	7,802	45,044
歳入合計		6,510,310	9,802	6,520,112

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		659,224	7,806	667,030
	4 選挙費	8,556	7,806	16,362
3 民生費		1,632,811	5,352	1,638,163
	1 社会福祉費	1,006,666	5,352	1,012,018
6 農林水産業費		670,412	2,000	672,412
	1 農業費	577,157	2,000	579,157
1 3 予備費		228,219	△5,356	222,863
	1 予備費	228,219	△5,356	222,863
歳 出 合 計		6,510,310	9,802	6,520,112

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,250,998	2,000	2,252,998
1 4 県支出金	324,886	7,802	332,688
歳入合計	6,510,310	9,802	6,520,112

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	659,224	7,806	667,030	7,802	0	0	4
3 民生費	1,632,811	5,352	1,638,163	0	0	0	5,352
6 農林水産業費	670,412	2,000	672,412	0	0	0	2,000
13 予備費	228,219	△5,356	222,863	0	0	0	△5,356
歳 出 合 計	6,510,310	9,802	6,520,112	7,802	0	0	2,000

## 2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
9	地方交付税	2,250,998	2,000	2,252,998			
	1 地方交付税	2,250,998	2,000	2,252,998			
	1 地方交付税	2,250,998	2,000	2,252,998	1 地方交付税	2,000	特別交付税増 2,000
14	県支出金	324,886	7,802	332,688			
	3 委託金	37,242	7,802	45,044			
	1 総務費委託金	33,804	7,802	41,606	5 選挙費委託金	7,802	選挙費委託金 7,802
	計	6,510,310	9,802	6,520,112			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2総務費	659,224	7,806	667,030	7,802			4				
4選挙費	8,556	7,806	16,362	7,802			4				
6衆議院議員総選挙費	0	7,806	7,806	7,802			4	1報酬	997	選挙管理委員会 選挙・開票管理者他報酬	74 923
								3職員手当等	3,150	投開票事務職員手当	3,150
								7賃金	327	事務補助者他賃金	327
								11需用費	1,450	消耗品費 燃料費 食糧費 光熱水費	928 170 244 108
								12役務費	883	通信運搬費 投票用紙交付機・計数機点検料他	619 264
								13委託料	294	電算システム委託 マイクロバス運転	286 8
								14使用料及び 賃借料	381	ポスター掲示板他使用料	381
								18備品購入費	324	投開票所長机他	324

(単位：千円)

科 目	款 項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明		
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
3	民生費		1,632,811	5,352	1,638,163				5,352					
	1	社会福祉費	1,006,666	5,352	1,012,018				5,352					
		1	社会福祉給務費	229,031	4,602	233,633			4,602	8	報償費	4,515	ぬくもり福祉券	4,515
										11	需用費	26	ぬくもり福祉券通知用封筒	26
										12	役務費	61	ぬくもり福祉券通知郵便料	61
		3	高齢者福祉費	405,970	750	406,720			750	11	需用費	750	給湯用ポンプ取替	370
													蒸気ボイラードレン回収装置取替	380
6	農林水産業費		670,412	2,000	672,412				2,000					
	1	農業費	577,157	2,000	579,157				2,000					
		7	農村観光交流センター費	13,639	2,000	15,639			2,000	8	報償費	446	JOIN移住者説明謝礼他	446
										9	旅費	256	活動旅費	256
										11	需用費	430	消耗品費増	310
													印刷製本費増	80
													燃料費増	40

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
款	項 目				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									12	540	広告掲載料 540
									14	133	ふるさと回帰支援センター使用料他 133
									19	195	JOINフェア参加負担金 195
	13	228,219	△5,356	222,863				△5,356			
	1	228,219	△5,356	222,863				△5,356			
	1	228,219	△5,356	222,863				△5,356			
	計	6,510,310	9,802	6,520,112	7,802			2,000			



報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

自動車破損による損害賠償の額（町道63号線）について

（専決第7号）

平成26年11月28日 報告  
松川町長 深津 徹

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年10月23日

松川町長 深 津 徹

町は、自動車破損による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 26,136円

2 損害賠償の相手方 住 所  
氏 名



報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

自動車破損による損害賠償の額（主要地方道松川インター大鹿線）について

（専決第8号）

平成26年11月28日 報告  
松川町長 深津 徹

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年10月23日

松川町長 深 津 徹

町は、自動車破損による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 130,032円

2 損害賠償の相手方 住 所  
氏 名



# 平成 26 年第 3 回松川町議会臨時会追加の議事日程

平成 26 年 11 月 28 日 午後 3 時 00 分開議

## 追加議事日程の報告

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |

議案第3号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

特別職の職員等の給与に関する条例（昭和31年松川町条例第8号）の一  
部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年11月28日 提出  
松川町長 深津 徹

平成26年11月28日 可決  
松川町議会議長 島田 弘美

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和31年松川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の152.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の142.5」を「100分の147.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

議案第4号

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年松川町  
条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年11月28日 提出  
松川町長 深津 徹

平成26年11月28日 可決  
松川町議会議長 島田 弘美



教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を  
改正する条例（案）

第1条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年  
松川町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の152.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

議案第 5 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年松川町条  
例第 10 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 26 年 11 月 28 日 提出  
松川町長 深津 徹

平成 26 年 11 月 28 日 可 決  
松川町議会議長 島田 弘美

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例（案）

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年松川町  
条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の152.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

第5条第2項中「100分の142.5」を「100分の147.5」に、「100分の  
167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、  
平成27年4月1日から施行する。